

水戸市堀斎場火葬炉設備工事に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、水戸市堀斎場火葬炉設備工事（以下「本工事」という。）に係る整備予定者（水戸市堀斎場長寿命化改修実施設計業務等に対する業務協力（以下「設計等業務協力」という。）を行うとともに、同業務の完了後、本工事の契約に向けた手続を行う予定の者をいう。以下同じ。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 工事の概要

(1) 工事名

水戸市堀斎場火葬炉設備工事

(2) 工事場所

水戸市堀町地内 堀斎場火葬棟

(3) 工事内容

別紙「水戸市堀斎場火葬炉設備工事 要求水準書」による。

(4) 履行期限（予定）

ア 設計等業務協力期間 覚書交換から令和9年度まで

イ 工事期間 令和10年度から令和12年度まで

(5) 概算事業費

提案見積価格の上限は655,000千円（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

3 参加資格

参加要件の基準日は、参加表明書の提出期限日とし、参加資格を有する者は、基準日において次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく水戸市（以下「本市」という。）の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の決定又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、かつ、本市が入札参加資格の再承認をした者を含む。）であること。

(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく営業停止処分期間中でないこと。

(5) 水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成6年水戸市規程第5号）第75条の規定による入札参加資格停止を受けていないこと。

(6) 水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）第2条各号に規定する暴力団、暴

力団員又は暴力団関係者に該当しないこと。

- (7) 本市における建設工事に係る令和7・8年度有資格請負業者名簿（工種が機械器具設置であるもの）に登録があること。
- (8) 建設業法に基づく機械器具設置工事について、特定建設業の許可を受けている者であること。
- (9) 建設業法第27条の23の規定により、直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値通知書が有効期間内であること。
- (10) 過去10年以内（平成28年2月以後）に、元請として単体又は共同企業体の構成員（代表構成員に限る。）として、新築又は改築した4基以上の火葬炉（人体炉）を備える火葬場において、自ら製造し、設置完了した火葬炉設備工事の施工実績を有すること。ただし、単なる火葬炉改修工事は除く。
- (11) 整備予定者は、本工事の契約に向けた見積合わせの日において、次の項目を満たす建設業法第26条に規定する監理技術者を配置すること。専任配置期間は、工事請負契約期間中とする。
 - ア 機械器具類設置工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。
 - イ 所属する建設業者との間に、3か月以上の直接的な雇用関係があること。

4 選定手続のスケジュール

現時点において予定するスケジュールは次のとおりです。

項目	期日又は期間
(1) 公告	令和8年3月18日（水）
(2) 参加表明書の提出期間	令和8年3月18日（水）から 令和8年4月3日（金）まで
(3) 質問書の受付期間	令和8年3月18日（水）から 令和8年3月24日（火）まで
(4) 質問書に対する回答	令和8年3月30日（月）
(5) 参加資格審査結果通知	令和8年4月9日（木）
(6) 技術提案書等の提出期間	令和8年4月10日（金）から 令和8年4月17日（金）まで
(7) プレゼンテーション及び ヒアリングの実施	令和8年5月11日（月）
(8) 評価結果の通知	令和8年5月下旬（予定）
(9) 覚書の交換	令和8年6月下旬（予定）

5 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を作成し、記載の部数を提出すること。

(1) 参加表明書	
ア 参加表明書（様式第1号）	1部
イ 会社概要（様式第2号，パンフレット等）	1部
ウ 施工実績（様式第3号）	1部
エ 3の(10)の施工実績を確認できる書類の写し（契約書，工事内容を確認できる仕様書等の書類及び竣工したことを確認できる書類（コリンズ竣工登録等））	1部
オ 機械器具設置工事に係る建設業許可証の写し	1部
カ 機械器具設置工事に係る監理技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証の写し	1部
キ 配置技術者の雇用関係を示す書類（健康保険証（社会保険に限る。），雇用保険の加入を証する書類，源泉徴収票のうちいずれか）	1部
ク 配置技術者の業務従事経験を示す証明書類	1部
ケ 企業の登記事項証明書，決算報告書（財務諸表等）及び経営事項審査結果通知書の写し	1部
コ その他参加資格要件を満たすことを示す書類	1部

(2) 技術提案書

A4判に製本した下記の提案設計図書を提出することとし，図面等は，内容に適した縮尺とするが，A3判に統一するものとする。

指定様式があるものはそれを使用し，その他は任意の様式とする。

提出部数は，正本1部，副本14部，電子媒体一式（DVD-R等）1枚とする。

副本には，会社名及び会社名が特定されうる記号等を記載してはならず，各ページの右上余白に，本市が参加資格審査結果通知により指定する整理記号等（ゴシック体14ポイント程度）を記載することとする。

技術提案書はファイル綴じとし，表紙及び背表紙に事業名称を記載すること。また，項目ごとにインデックスを付すこととする。

なお，この実施要領又は別紙「水戸市堀斎場火葬炉設備工事 要求水準書」に示す条件に適合しない技術提案書については，不合格とする場合があるので注意すること。

ア 提案設計図書（任意様式）

(ア) 設備概要の説明

a 燃焼システムの考え方

b 各設備概要説明書

(a) 主燃焼炉

構造及び設備性能，燃料消費量，火葬時間等

(b) 再燃焼炉

構造及び設備性能，燃料消費量，火葬時間，排ガス処理，滞留時間等

(c) 燃焼装置

各バーナーの構造とその炎の形状，操作の容易性等

(d) 排気系統

排ガス冷却設備の構造及びシステム等，集じん設備の構造，保守点検の容易性等，排気設備の容量と耐久性等，排気筒の構造（騒音対策，降雨，降雪，大気拡散の配慮）等

(e) 炉内台車

無臭化対策，修繕の容易性等

(f) 台車運搬車及び柁運搬車

構造及び美観性，会葬者等への配慮，運搬に係る人員，会葬者に対する安全性等

(g) その他

c 運転プロセスフローチャート（火葬1行程と必要に応じてその前後）

(i) 設計基本数値

a 燃焼計算・熱収支

b 物質収支

c 用役収支（電力，燃料）

d 火葬炉収支図

e 火床寸法・面積

f 主燃焼室容積

g 再燃焼室容積（容積計算書）

h 炉内熱負荷（主燃焼炉，再燃焼炉）

i 各設備の能力計算等

(j) 火葬炉の運転等に係る説明書

a 火葬作業の自動化及び操作性

b 炉内温度制御，炉内圧力制御，排ガス温度制御等について

(k) 運営管理条件

a 主要機器の耐用年数

b 定期点検要領書

(l) 労働安全衛生対策

(m) 建築設計への協力体制

(n) メンテナンス時の必要なスペース及びその方法

イ 設計仕様書（任意様式）

各工事項目，設備毎に形式，容量，数量，構造，材質，付帯設備，操作条件等

ウ 図面等（任意様式）

(ア) 各階火葬炉設備・機器配置図

(イ) 火葬炉設備立面図，断面図

(ウ) 築炉構造図

(エ) 排気筒組立図，断面図

(オ) 主要設備・機器図

- (カ) 部分詳細図
 - (キ) 炉内台車
 - (ク) バーナー（主燃焼，再燃焼）
 - (ケ) 排ガス処理設備，排気設備
 - (コ) 残骨・飛灰処理設備
 - (サ) 柁運搬車，台車運搬車
 - (シ) その他（設備の説明に不可欠な図面等）
 - (ス) フローシート（火葬炉設備及び火葬設備計装）
- エ 電気計装に関する図書（任意様式）
- (ア) 電気負荷設備容量一覧表
 - (イ) 運転時の電気負荷計算書
 - (ウ) 計装制御一覧表
 - (エ) 電気設備・計装設備機器リスト（種類，仕様，全数量，使用箇所を明示すること。）
 - (オ) 情報通信系統図（凡例を記載すること：記号，名称を明示すること。）
 - (カ) 全体制御システム図（凡例を記載すること：記号，名称を明示すること。）
- オ 工事工程表（任意様式）
- カ 保守・点検及び予備品・消耗品に関する図書（任意様式）
- キ 計画提案書
- (ア) 設計等業務協力の実施方針（様式第4－1号）
 - (イ) 火葬炉設備の基本的な考え方，型式・特徴（様式第4－2号）
 - (ウ) 既存施設を稼働しながらの工事実施における基本的な考え方（様式第4－3号）
 - (エ) 環境への配慮及び安全対策・耐震対策（様式第4－4号）
 - (オ) 運転・保守に関する提案（様式第4－5号）
- ク 項目別工事見積書（様式第5号）
- ケ 年間維持管理費概算書（様式第6号）

6 書類の提出先等

(1) 提出先

水戸市 堀斎場
〒310-0903 水戸市堀町 2106-2
電話 029-251-2685

(2) 提出期限

- ア 参加表明書 令和8年4月3日（金）午後5時まで（必着）
- イ 技術提案書 令和8年4月17日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出に当たっての留意事項

- ア 受付時間は，平日の午前10時から午後5時までとする。

イ 提出方法は、持参又は郵送とする。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

(4) 提出書類の受領

ア 受領する際には、提出書類確認書により書類の不備等について確認することとする。

イ 提出書類に不備等がある場合は、原則として受領することができないので、改善の上、所定の様式に従って提出すること。

ウ 提出書類を持参する場合は、受領時に提出書類に不備等がないことを確認した上で、提出書類受領確認書を交付する。

郵送の場合は、受領時に提出書類に不備等がないことを確認した上で、FAXにより提出書類受領確認書を送付するので、到着後、直ちに事務局に連絡すること。

7 質問及び回答

(1) 質問

要求水準書等の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第7号）に記載の上、令和8年3月24日（火）午後5時までに下記の提出先まで電子メールにより提出すること。

なお、口頭及び電話による照会には一切応じない。

【質問書の提出先】

水戸市 堀斎場

E-mail : funeral.hall@city.mito.lg.jp

(2) 回答

質問に対する回答は、令和8年3月30日（月）までに本市のホームページに掲載する。

8 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果は、令和8年4月9日（木）までに書面により参加表明書提出者に通知する。なお、参加資格審査に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案書（この実施要領及び別紙「水戸市堀斎場火葬炉設備工事 要求水準書」に示す条件に適合するものに限る。）の提出を行ったプロポーザル参加者を対象とし、技術提案書の内容に基づく記載内容の確認及び説明の場として、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

日程等の詳細については、参加者に対して後日通知する。

また、参加者の説明は5の(2)の技術提案書により行い、追加資料の配布や模型の持込は禁止とする。

10 評価方法等

(1) 本プロポーザルの実施に当たっては、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリング

による評価を厳正に行った上で、評価点の合計点数が高い順に最優秀候補者1者、次点候補者1者を決定する。

なお、評価は、火葬炉に関係する分野の学識経験者で構成する水戸市堀斎場火葬炉選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）において行い、その評価を踏まえ本市が選定する。

- (2) 合計点数の最も高い者が2社以上ある場合、評価項目の施設整備費に係る評価点が最も高い者を最優秀候補者とする。この場合において、施設整備費に係る評価点が最も高い者が2者以上あるときは、該当者によるくじにより決定するものとする。
- (3) 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に文書により通知する。
- (4) 評価、選定の経緯に関する質問には一切応じられない。
- (5) 評価項目及び配点は、次のとおりとする。

評 価 項 目		配点	項目合計
会社概要	組織及び体制	5	10
	実績	5	
技術提案	設計等業務協力の実施方針	10	50
	火葬炉設備の基本的な考え方・型式・特徴	10	
	既存施設を稼働しながらの工事实施における基本的な考え方	10	
	環境への配慮及び安全対策・耐震性	10	
	運転・保守に関する提案	10	
価 格	施設整備費	20	40
	維持管理費	20	
合 計		100	100

11 無効となるプロポーザル

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 選定評価委員会の委員、関係職員と直接又は間接を問わず、故意に接触を図った場合
- (4) 著しく信義に反する行為をした場合
- (5) 提出物の作成要領、提出方法を守らなかった場合
- (6) その他、本市が不適切と判断した場合

12 契約の締結等

整備予定者として特定された者を対象とする工事請負契約は、火葬炉設備に関する工事とし、提出された技術提案書等に基づき工事内容の詳細について協議の上、仮契約の手続を行う。ただし、当該予算が成立しないときは仮契約の手続を行わないことができるものとする。

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による市議

会の議決を得た日から本契約とする。

また、当該仮契約の内容につき議会の議決が得られないときは契約の効力を失うこととなり、これらによって整備予定者に損害が生じても本市はその損害を一切負担しない。

整備予定者は、工事請負契約までの間、本市と覚書を交換し、堀斎場長寿命化改修実施設計等に協力することとする。この設計等業務協力は、技術提案書等に記載された内容を反映しつつ、本市及び堀斎場長寿命化改修実施設計の受託者と協議しながら行うものとする。

工事内容の協議及び設計等業務協力の協議の結果、技術提案書等と比較して工事請負契約に係る仕様書における機能の増がない場合には、仮契約の手續に係る見積合わせを行う際の見積額は、技術提案の際に提出された項目別工事見積書の金額を原則として下回らなければならない。ただし、設計等業務協力期間における、発注者からの変更指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会経済情勢の変化による見積額の変更については、別途協議するものとする。

13 その他

- (1) 応募に係る経費については、全額応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルを途中辞退する者は、「辞退届」を提出すること。
- (3) 参加者数が1者の場合でも、本プロポーザルは実施する。
- (4) 本市が受領した提出書類については、理由の如何を問わず返却しない。
- (5) 本市が受領した提出書類は、審査を行う作業において、複製する場合がある。
- (6) 提出された技術提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、整備予定者として特定された者に係る技術提案書等の著作権については、本市に帰属するものとする。
- (7) 技術提案書等において第三者の著作物を使用する場合、その責任は全て当該提案者が負うものとする。
- (8) 本市が必要と認める場合には、提出された技術提案書等は無償で使用できることとする。
- (9) 提出された技術提案書等は、水戸市情報公開条例（平成13年水戸市条例第4号）等に基づき、情報公開の対象となる場合がある。
- (10) 本業務の実施に当たっては、本プロポーザルの提出書類に記載された監理技術者の変更は原則として認めない。ただし、事故等のやむを得ない事由により、監理技術者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格、施工実績等を有する者とする。
- (11) 評価結果に関する異議は受け付けない。
- (12) 提案事項のうち、年間維持管理費概算書に記載する金額等は、整備予定者として特定された際の保証事項とするので、金額等について十分に検討の上、提案すること。
- (13) 本市は、本プロポーザルの参加者が、参加表明書提出期限日から評価結果通知日までの間に、「3 参加資格」の(1)から(6)までのいずれかの要件を満たさなくなった場合は、整備予定者選定の参加資格を取り消すことができる。
- (14) 本市は、整備予定者が工事の見積合わせの日において、「3 参加資格」の(1)から(6)までのいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該工事の契約を結ばないことがある。